

第7章 食の安全・安心編

1 県民の安全で安心できる食生活の実現

- 県民の安全で安心できる食生活の実現のために、生産者・生産者団体、食品加工・流通・小売事業者、消費者及び行政がそれぞれの役割を果たし、連携して取組を行います。
- 農畜林水産物の生産から消費に至る各段階での食の安全・安心対策を進めていきます。

1)安全・安心を提供する生産体制の強化

- 農薬、肥料、飼料などの生産資材の適正な使用及び流通について推進します。
- 農畜林水産物の安全対策を進めるとともに、家畜防疫体制の強化を図ります。
- 「環境にやさしい農業推進方針」に基づき、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用を減らし、環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業を推進するとともに、農産物の信頼性の向上を図るリスク管理手法の導入を進めていきます。

2)食品表示監視指導の強化と消費者の理解促進

- 監視指導を強化し、食品表示等の適正化を推進します。
- 食品事業者等による適正表示に向けたコンプライアンスの取組を支援します。
- 消費者の食の安全・安心に対する理解を促進していきます。

2 具体的な施策

1)安全・安心を提供する生産体制の強化

(1)農産物のリスク管理手法の導入推進

- 産地等でまとまりをもって行うGAP(農業生産工程管理)の導入推進
- 担い手を中心としたトレーサビリティシステムの導入推進

(2)生産資材の適正使用の推進

- 農薬取締法に基づく農薬の適正使用の推進
- 肥料取締法に基づく肥料の登録・届出及び適正な表示の推進
- 動物用・水産用医薬品の品質確保と適正な使用等の推進
- 飼料の品質確保と適正な使用等の推進

(3)環境にやさしい農業の推進

- 「環境にやさしい農業推進方針」に基づくエコファーマー農産物、特別栽培農産物等の拡大推進
- 産地等でまとまりをもって行う「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証等の取得推進
- 有機農業で生産される農産物等の拡大と認証等の取得推進

(4)BSE、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生防止

- 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく死亡牛のBSE検査の実施
- 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防の推進
- まん延防止措置の迅速かつ的確な実施

(5)貝類安全対策等の推進

- 貝毒安全安心対策の着実な実施
- 赤潮、貝毒等に係る漁場環境の監視

2) 食品表示監視指導の強化と消費者の理解促進

(1) 食品表示等の適正化の推進

- 食品偽装の未然防止のため、食品加工・流通事業者等に対する食品表示の監視指導の強化
- 米トレーサビリティ法に基づく米・米加工品の表示及び流通の適正化の推進
- 食品加工・流通事業者が行う食品表示自主チェックの取組支援等の推進

(2) 食と農の情報発信

- 「安心！広島ブランド」認証の農畜林水産物のPR
- 県産農畜林水産物の認知向上のため、ホームページや広報紙等を活用したPR
- BSE、貝毒等の検査結果や関係法令に基づく調査結果等のホームページ等による情報提供
- 食品表示の基準や仕組み等についての正しい知識の普及啓発

